

「多様な働き方推進事業」運営業務委託 企画提案募集要項

1 事業目的

「個人のライフスタイルに応じた働き方の実現」や「男女共に子育てしやすい就労環境の実現」「ポストコロナ社会における新たなワークスタイルの実現」に向けて、兵庫県内の中小企業における多様な働き方の浸透・定着を目指した「多様な働き方推進事業」を令和3年度に引き続き、実施する予定です。

実施にあたっては、民間事業者の自由な発想と企画を取り入れ、効率的かつ効果的な運営を確保するため、企画提案コンペを実施することとし、受託希望事業者を募集します。

2 事業概要

(1) 委託業務名

多様な働き方推進事業運営業務

(2) 業務の内容

- ① 事業推進体制「多様な働き方推進会議」におけるオブザーバーの選定等運営補助、推進会議のオブザーバー選定等を通して円滑な会議運営を図る。

ア) 構 成 員：連合兵庫、県経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、兵庫労働局、県

イ) 取組内容：多様で柔軟な勤務形態の導入促進や新たな働き方の普及に関する方策の検討。また、県が別途、実施する県内企業の働き方に関する実態調査の結果の分析及び本事業の推進への反映。

ウ) 開催回数：3回程度

- ② セミナーの開催

開催事務局として県内中小企業向けセミナーを開催する。

ア) 多様な働き方推進セミナー

・テーマ：リモート勤務とオフィス勤務を組み合わせたハイブリッドワーク等の多様で柔軟な勤務形態の導入促進、副業・兼業、ジョブ型雇用等の新たな働き方の普及 等

・対象者：県内中小企業の経営者や人事労務担当者 等

・回 数：2回

・開催地：神戸、阪神（予定）

- ③ 情報発信ポータルサイトの運営

多様な働き方に関する情報を発信するホームページの運営を行う。

ア) 掲載内容：多様な働き方に関する紹介と解説

推進会議が実施するセミナー等のイベント広報とライブ配信
国、県の最新情報や先進企業の取組事例の掲載

イ) 先進事例を紹介する動画の配信（YouTube 等にリンク）

※ 詳細については、別紙仕様書を参照のこと

(3) 委託金額（上限）

3, 107, 000円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 提案募集のポイント

以下の内容について、重点的に審査を行う。

- ① 推進会議の運営方法
(オブザーバーとして参加させる専門家の選定、普及促進方策の検討方法など)
- ② セミナーの開催内容
(テーマに沿った講師の選定、講演内容の調整方法、セミナー当日の運営方法など)
- ③ ポータルサイトの運営内容
(テーマに沿った先進事例の選定、配信方法の工夫など)

3 応募要領

(1) 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- ① 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ② 事業を適切に遂行するに足る能力(※)を有する法人または法人以外の団体等であること。
- ③ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく再生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- ⑤ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- ⑥ 国、県又は市町からの出資、出えんを受けている団体でないこと。
- ⑦ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

※「事業を適切に遂行するに足る能力を有する」とは、個々に判断することになるが、少なくとも以下の要件を満たしていること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- ・その他、事業の実施にあたり、県との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。

(2) 審査について

① 審査方法

提出された書類を基に、県労政福祉課を事務局とする審査会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。なお、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

② 審査基準

「業務の執行体制」、「業務遂行にあたっての創意工夫」、「業務実施に関連する実績」を中心に審査を行う。従来の実施手法にとらわれない柔軟な発想を期待する。

③ その他

- ・審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。
- ・受託先候補として選定された者は、県と業務委託契約を締結する。契約内容は提案内容を基本とするが、審査会の審査を踏まえた協議を行った上で、提案内容の一部修正を求める場合がある。

(3) 提案様式等

- ① 企画提案申込書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)

③ その他添付資料

- ・提案内容補足説明資料
- ・会社概要
- ・県税に滞納がないことを証する書類、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類 ※ 提出日において発行日から3か月以内のもの

※ 様式類は、県ホームページからダウンロードできる。

※ なお、契約締結時に下記の書類の提出を求める。

- ・定款または寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）
- ・役員名簿

(4) 企画書等提出期限

令和4年3月14日（月）17時必着（持参または郵送）

上記（3）で定められた様式を提出のこと（正本1部 副本6部）

持参の場合の受付時間は、土日・祝日を除く9時から12時及び13時から17時

※ 提出された企画提案書類等は返却しない。

※ 企画提案コンペにかかる応募等に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(5) 企画提案申込書等提出・連絡先

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課労政企画班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-341-7711（内線3767）

FAX 078-362-3392

4 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約限度額（消費税及び地方消費税含む）

3,107,000円

(3) 契約保証金

兵庫県財務規則第100条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、保険会社と履行保証保険を締結し、その保険証券原本を県に提出する場合は、全部又は一部を免除する。

(4) 委託費の支払条件

概算払い及び精算払いとする。

(5) 委託金額の変更

事情の変化等により、委託契約の内容どおりの事業執行ができない場合には、県との協議の上で、事業計画を見直し、変更契約を求める場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

(6) 業務の適正な実施に関する事項

- ・受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、又は請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、委託業務の一部を再委託することができる。
- ・受託者が本委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき、適正に管理すること。

5 著作権等について

委託業務により製作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれる場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、委託業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受託者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

なお、製作段階におけるこれらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。

6 その他

本事業の実施は、令和4年度予算の兵庫県議会での成立が前提となる。